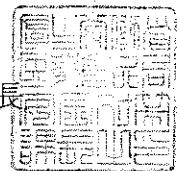


薬食安発第0430001号
平成21年4月30日



各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の周知について

日頃より医薬品・医療機器等の安全確保対策に御理解と御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度は、薬事法第77条の
4の2第2項に基づき、医薬関係者等が、医薬品又は医療機器について
副作用等の発生を知った場合において、必要があると認めるときに、厚
生労働大臣に対し直接副作用等を報告するものです。報告された情報は
専門的観点から分析又は評価され、必要な安全対策を講じるとともに、
広く医薬関係者等に情報を提供することで、市販後安全対策の確保を図
ります。

本制度のより一層の普及を図るため、本年度も「医薬品・医療機器等
安全性情報報告制度のお知らせ」とともに、本制度の啓発ポスター（報
告用紙付）により全国の医療機関・薬局等への周知を図ることとしてい
ます。

つきましては、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の趣旨を御理
解いただき、本制度の普及・定着のため、貴職及び貴管下保健所におけ
る報告用紙の常備につき特段の御配慮をお願いいたします。

なお、ファックス又は郵送による報告に加え、「e-Gov 電子申請シス
テム」を使用した電子的報告の受付も行っておりますので、これの普及
につきましても併せて御配慮をお願いいたします。

電子的報告の詳細については、電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページの「e-Gov 電
子申請システムのご利用はこちらから」（<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/precheck.html>）をご覧ください。

